

人権・同和問題の解決に向けて

輝く未来(教材編)



今年度より
実施!

第五次輝く未来計画(栗東市人権・同和教育推進5ヵ年計画)2021-2025

栗東市では、「一人ひとりが互いの人権を尊重し合い、差別や偏見のない住みよいまち」をめざして、「第五次輝く未来計画」を「栗東市人権擁護に関する条例」のもと策定しました。

認め合おう お互いを
広げよう つながりを
深めよう 学びを

相手を
理解する心、
尊重する心を
大切にする

お互いを
認め合う

人と、
地域と
つながり、
人権の輪を
広げる

学びを
深める

つながり
を広げる

差別の現実を学び、
人権・同和問題を正しく理解する

めざす姿



一人ひとりが互いの人権を尊重し合い、
差別や偏見のない住みよいまち



人権・同和教育啓発の合言葉

一人ひとりがまず一步! 差別を「なくす」行動を!

考えよう 1

インターネットと人権 ～加害者にも被害者にもならないために～

インターネットの利用状況

インターネットは、情報の収集や発信、コミュニケーションの手段として、私たちの生活になくてはならないものになってきました。総務省の「令和元年通信利用動向調査」によると、個人での利用は「電子メールの送受信」(76.8%)が最も多く、次いで「情報検索」(75.6%)、「ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)の利用」(69.0%)となっています。

利用例	電子メール	地図・交通情報	ニュース
天気予報	SNS	動画投稿サイト	商品購入
無料通話アプリ	ホームページ・ブログ	辞書	オンラインゲーム

課題 I

あなたは普段どのような場面でインターネットを利用しますか。



インターネット上の人権侵害や犯罪の状況

インターネットの利便性が高まり利用者が増加し続ける一方で、インターネットに関連した人権侵害や犯罪が数多く発生しています。

2019年9月に警察庁が実施したアンケート調査によれば、過去1年間にサイバー犯罪の被害に遭うおそれのある経験をしたと回答した人の割合は28.9%、過去1年間にサイバー犯罪の被害に遭ったと回答した人の割合は13.7%でした。(警察庁 サイバー空間をめぐる脅威の情勢等についてより)

また、法務省の調査では、2019年のインターネット上での人権侵犯事件数は1,985件で、過去2番目に多かったことが報告されています。誰にも相談できずに我慢を強いられている事例も存在することを考えると、これは氷山の一角といえます。(法務省「人権侵犯事件」の状況についてより)

2020年5月には、ある番組に出演していたプロレスラーの方がSNS上で誹謗中傷を受け亡くなるという痛ましい出来事が起こりました。

インターネットトラブル事例	差別的書き込み
誹謗中傷の書き込み	個人情報の流出
児童ポルノ・リベンジポルノ	プライバシーの侵害
嫌がらせメール	ネットいじめ

課題 II

インターネットを利用して、不安を感じたり、不快な思いをしたことはありませんか。

課題Ⅲ

インターネットを正しく利用するためのチェックポイントを考えましょう。

相手を傷つけないために

- ☐ (例)他人の個人情報を勝手に書き込まない
- ☐
- ☐
- ☐
- ☐
- ☐
- ☐
- ☐

自分自身を守るために

- ☐ (例)自分の個人情報を安易に書き込まない
- ☐
- ☐
- ☐
- ☐
- ☐
- ☐
- ☐

学ぶポイント

今後の課題

- 私たちの生活を便利で快適なものにしてくれるインターネットですが、使い方についての知識やモラルが身についていないと、何気ない書き込みによって相手を傷つけたり、思わぬトラブルに巻き込まれたりすることになりかねません。
- 部落差別に関する書き込みや、性的マイノリティ、在日外国人、障がいのある人などに対する差別書き込みをはじめ、なりすましや無許可で情報を発信するなど、個人の名誉やプライバシーを侵害する様々な人権問題が起こっています。
- 忘れてはならないのはパソコンやスマートフォンなど、インターネット端末の向こう側には、私たちと同じ人間がいるということです。現実社会でマナー違反となることは、インターネット上でもマナー違反となります。
- インターネット上には無責任な情報や偽情報があふれています。そんな情報に、だまされない、踊らされない、加害者にならないためには、ネット上で得た情報を正しく取捨選択し、活用することができる能力を身に着ける必要があるのではないのでしょうか。
- 顔が見えないコミュニケーションだからこそ、相手の人権を尊重することを忘れずに、インターネットを利用することが大切です。



相談窓口

法務局 みんなの人権110番
0570-003-110

警察 県民の声110番
077-525-0110

インターネットホットラインセンター
<http://www.internethotline.jp/>

消費者ホットライン
188(全国共通)

滋賀県人権センター「人権相談室」
077-527-3885

違法・有害情報相談センター
<https://www.ihaho.jp/>

考えよう 2

あなた自身には 差別意識がありませんか？ ～ 2020 栗東市住民意識調査結果から～

住民意識調査結果をもとに話し合ってみましょう。

人権・同和問題をめぐってさまざまな意見があります。あなたはどのように思われますか。それぞれの質問について回答してください。そして2020年に実施された栗東市住民意識調査とあわせて、課題「Ⅰ」「Ⅱ」について考えてみましょう。



進め方例 シート記入(個人) → グループで交流

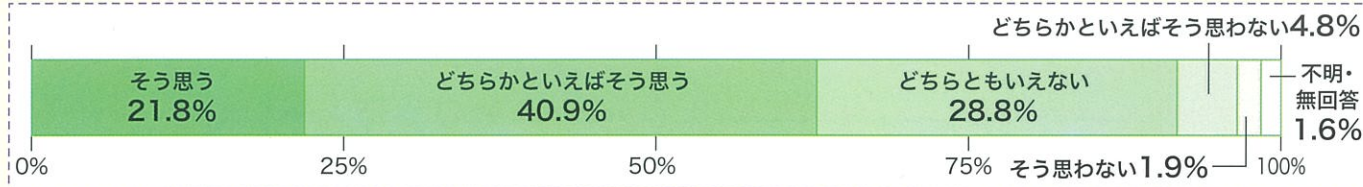
1. 差別を受けた人のくやしさは、とても人ごととは思えない

★あなた自身の回答は？

・そう思う ・どちらかといえばそう思う ・どちらともいえない ・どちらかといえばそう思わない ・そう思わない

★住民意識調査の結果は

(グラフは2020年実施の栗東市人権・同和問題に関する住民意識調査結果から)



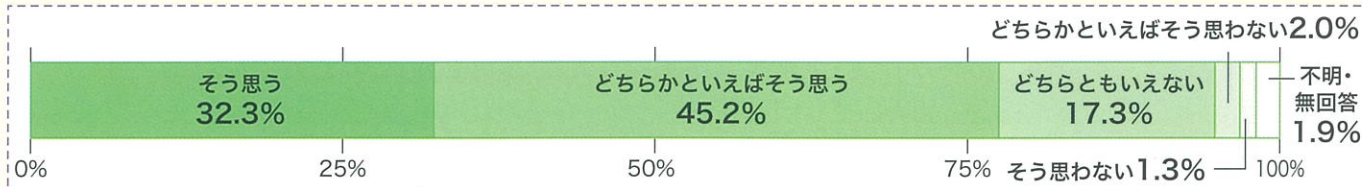
2. 差別を共になくそうとする態度を身につけたい

★あなた自身の回答は？

・そう思う ・どちらかといえばそう思う ・どちらともいえない ・どちらかといえばそう思わない ・そう思わない

★住民意識調査の結果は

(グラフは2020年実施の栗東市人権・同和問題に関する住民意識調査結果から)



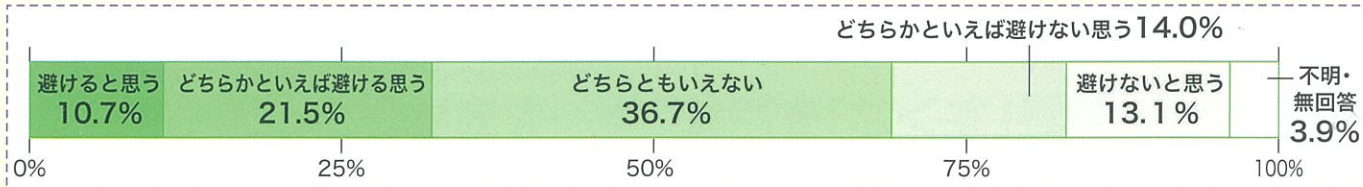
3. 住宅を選ぶ際、近隣に対象地域がある場合あなたはどのように思われますか

★あなた自身の回答は？

・避けると思う ・どちらかといえば避けると思う ・どちらともいえない ・どちらかといえば避けないと思う ・避けないと思う

★住民意識調査の結果は

(グラフは2020年実施の栗東市人権・同和問題に関する住民意識調査結果から)



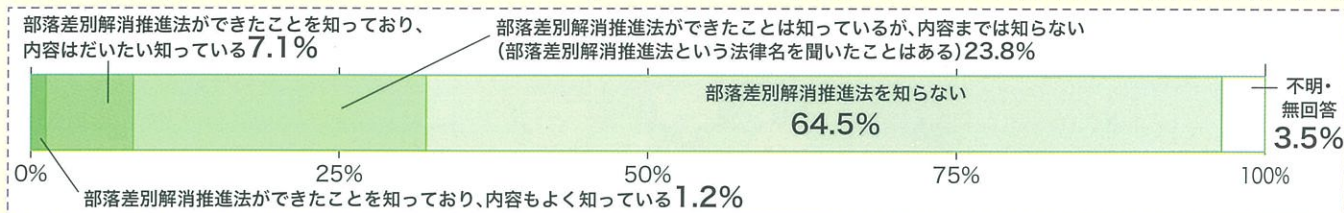
4. あなたは、部落差別解消推進法(正式名称:部落差別の解消の推進に関する法律)を知っていますか

★あなた自身の回答は？

- ・部落差別解消推進法ができたことを知っており、内容もよく知っている
- ・部落差別解消推進法ができたことを知っており、内容はだいたい知っている
- ・部落差別解消推進法ができたことは知っているが、内容までは知らない(部落差別解消推進法という法律名を聞いたことはある)
- ・部落差別解消推進法を知らない

★住民意識調査の結果は

(グラフは2020年実施の栗東市人権・同和問題に関する住民意識調査結果から)



課題 I

1～4の質問から、自分自身の回答結果や住民意識調査の結果を見て気になることや、考えたことをグループで話し合ってみましょう。

課題 II

4つの住民意識調査の結果を参考に、あなた自身の差別意識を解消し、気づき、考え、行動に移すためにグループで話し合ってみましょう。

学ぶポイント

今後の課題

差別することは「悪いこと」と誰もが答えるのと同じように、差別を受けた人のくやしさを悲しさは理解できるし、差別を共になくそうとする態度を身につけたいと願っていることが住民意識調査の結果から伺えます。しかし、自分自身が具体的な部落差別の問題をつきつけられたとき、その差別の課題解決に向けて行動する立場に立てているか、考えてみなければなりません。

住んでいるところで付き合いに際して悩んでしまうとか、住宅を選ぶ際に対象地域を避けようとするのは部落差別です。住んでいるところで差別されることは全く不合理なことで、理由付けできないことです。立場を変えて、そこに住んでいる人のことを考えたとき、避けられたり、交際に際して悩まれたりした場合はどのような気持ちになるか考えることが大切です。

2016年12月には、「部落差別の解消の推進に関する法律」が成立しました。この法律は、現在もなお部落差別が存在することをふまえたうえで、部落差別は許されないものであるとの認識のもと、部落差別の解消の必要性について国民の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することをめざしたものです。私たち一人ひとりが差別をなくす主体者として行動し、全ての人の人権が守られた「輝く未来」をつくりましょう。

一人ひとりがまず一歩！差別を「なくす」行動を！



2020年度 人権啓発作品



【最優秀賞】

ともだち いっぱい
治田小学校 1年 神谷 隼翔



【優秀賞】

なかま
治田小学校 1年 長内 陽向



【優秀賞】

笑顔の花をさかせよう
金勝小学校 4年 駒崎 華音



【優秀賞】

心あたたまるぽかぽか言葉
栗東中学校 1年 北村 綾芽



【優秀賞】

十人十色
栗東高等学校 児玉 愛桜

栗東市人権擁護都市宣言



人権とは人間が幸せに生きていく権利で、すべての人が生まれながらに
もっている基本的な権利です。

わたしたち栗東市民は、日本国憲法や世界人権宣言の理念にのっとり、
一人ひとりの基本的人権を永久の権利として尊重し、すべての市民が平等に
生きる権利を保障する。

よって、正しい人権意識の高揚に努め、不断の努力と実践により、相互の
人権を擁護するため、ここに栗東市を『人権擁護都市』とすることを宣言する。

平成3年3月22日